

【令和7年度 政策・調整会議】

件 名：史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）の策定について

日 時：令和7年11月10日（月）11：05～11：10

場 所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、近年実施した新たな調査成果を踏まえ、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についてのマスター・プランである保存活用計画の改定を行い、新たな考え方に基づく、史跡の保存・整備・活用を推進するため。

●付議概要

「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」を素案として取りまとめる。

<案>

1 計画期間 令和8（2026）年度～令和19（2037）年度（12年間）

2 橘樹官衙遺跡群の保存管理（第6章）

- ・近年実施した調査で、橘樹郡家跡及び古代寺院跡の範囲がより詳細に明らかになってきたことから、その成果に基づき、地区区分を修正する。
- ・史跡橘樹官衙遺跡群は、本市にとって非常に高い歴史的価値を有しており、将来にわたり保存・整備・活用を進めていくことが重要であることから、遺跡の保存方法及び公有地化の方針を定める。

3 橘樹官衙遺跡群の活用（第7章）

- ・橘樹郡家正倉院及びその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、また、郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子について想像してもらうなど、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う。

4 橘樹官衙遺跡群の整備（第8章）

- ・史跡整備については、必要な機能等の視点を持ちながら、全体として郡家や古代影向寺等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。
- ・狭小等の理由で計画的な整備の実施が困難な公有地化済の用地については、周辺用地の公有地化の見通しや費用対効果等を考慮しながら、必要に応じて、暫定的な対応を行う。

●結論

案のとおり了承。